

令和 7 年 天草市農業委員会第 8 回総会議事録

令和 7 年 7 月 25 日天草市役所本庁 3 階第 3 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13 名）

1 番	山 下 和 弘 君	2 番	猪 原 真 滋 君
3 番	淀 川 洋 一 君	4 番	黒 川 紀 世 子 君
5 番	平 岡 敬 則 君	6 番	福 島 恵 美 君
7 番	光 崎 修 一 君	8 番	富 崎 ま す み 君
9 番	野 中 幸 廣 君	10 番	中 村 三 千 人 君
11 番	赤 崎 保 章 君	12 番	榎 田 和 壽 君
13 番	鳴 川 哲 広 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0 名）

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	木 村 英 樹	局長補佐	松 本 馨
参 事	内 田 富 隆	書 記	宮 川 楓 大
書 記	池 上 翔		

開 会

日程第 1	議事録署名委員の指名について
日程第 2	議第 73 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 74 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議第 75 号 事業計画変更申請について
日程第 5	議第 76 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 6	議第 77 号 農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第 7	議第 78 号 非農地証明書交付申請について
日程第 8	報告事項について

閉会

開 会 14 時 00 分

○事務局（木村英樹君） ただいまから令和 7 年天草市農業委員会第 8 回総会を開会致します。それでは山下会長からご挨拶をお願いします。

○議長（山下和弘君） 異常な暑さの中、委員の皆様方ご出席いただきありがとうございます。前回の総会の終了後に始末書案件のことについて質問がありました。今後も様々な案件が出てくるかと思います。円滑に審議ができる体制を整えていけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○事務局（木村英樹君） 本日は、全ての委員がご出席でございますので、総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは、議事の進行は会長にお願い致します。

○議長（山下和弘君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） それでは、11 番赤崎委員、12 番榎田委員を指名します。

○議長（山下和弘君） 日程第 2、議第 73 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。本町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、〇〇の田と畑 5,038 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡苓北線の北側と南側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で 3 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。3 枚目です。次が現地の写真になります。全部で 6 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。3 枚目です。4 枚目です。5 枚目です。6 枚目です。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇と〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 3 番淀川です。先日現地確認を行いました。事務局の説明どおりであり、問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 2番について説明します。今釜町の譲受人は、小松原町の譲渡人より、〇〇の畑157㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（淀川洋一君） 3番淀川です。先日現地確認を行いました。事務局の説明どおりであり、問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の2ページをご覧ください。3番について説明します。柵宇土町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、〇〇の田1,226㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には〇〇を栽培されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（富崎ますみ君） 8番富崎です。現在も〇〇がされており、きれいに管理されていたので、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 4番について説明します。亀場町の譲受人は、楠浦町の譲渡人より、〇〇の田 300 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○8番（富崎ますみ君） 8番富崎です。〇〇の〇〇に写っている家の方が畑を購入されるということです。特に問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 5番について説明します。下浦町の譲受人は、下浦町の譲渡人より、〇〇の畑 1,976 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には〇〇を栽培されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○4番（黒川紀世子君） 4番黒川です。7月20日に現地確認を行いました。譲受人はこれまでも〇〇づくりに励んでおられ、今回申請地を取得し、ますます〇〇づくりに励まれると思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 6番について説明します。有明町の譲受人は、茨城県の譲渡人より、〇〇の田2,597㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇km、青色で着色した県道河内上津浦港線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇を栽培されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○7番（光崎修一君） 7番光崎です。7月22日に現地確認を行いました。申請地は近年、基盤整備によって小規模の農地が集約された区画の一部です。既に〇〇が作付けされておりました。今回、譲渡人が〇〇におられ、管理ができないことから所有権移転をされるということです。〇〇での〇〇ですので、特に問題はないと思います。審議のほどよろしく願います。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の3ページをご覧ください。7番について説明します。有明町の譲受人は、愛知県の譲渡人より、〇〇の畑70㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇を栽培されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○7番（光崎修一君） 7番光崎です。7月22日に現地確認を行いました。申請地には〇〇が栽培され、間もなく〇〇ができる状態でした。譲受人はこれまで〇〇に勤めており、〇〇は〇〇や〇〇をされています。また、地元の貴重な担い手として活躍されていますので、特に

問題はないと思います。よろしくお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 8 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 8 番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、〇〇の畑 501 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上です

○議長（山下和弘君） 1 番山下です。7 月 21 日に原田推進委員と現地確認を行いました。この地域は基盤整備が行われており、〇〇が多く栽培されています。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 9 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 9 番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、〇〇の畑 370 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 1 番山下です。7 月 21 日に原田推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

ませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第3、議第74号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の4ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑78㎡を宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266線の西側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、自宅の駐車場が不足しているため、住宅1棟、駐車場3台として利用しています。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○8番（富崎ますみ君） 8番富崎です。井上推進員と現地確認を行いました。意見の前に1つ質問をさせてください。申請地の〇〇になっているところは、下の住宅に入ったところなのでしょうか。

○事務局（池上翔君） はい、そうです。

○8番（富崎ますみ君） 〇〇まで申請者のものですか。

○事務局（池上翔君） はい、そうです。

○8番（富崎ますみ君） ありがとうございます。元々は畑が何かで使っていらっしやったと思いますが、〇〇に〇〇の〇〇が自宅を建築し、それから申請地を駐車場にされていたということで、仕方がないと思います。よろしくお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

○12番（榎田和壽君） ちょっといいですか。航空写真と現地の写真を比較すると、現地の場所があっていないように思われます。

○事務局（内田富隆君） 写真を〇〇の左側から撮っているか、右側から撮っているかの違いになります。

○12 番（榎田和壽君） 写真を撮影する際の立ち位置の問題でしょうか。しかし、一方の写真には〇〇が写っていますが、もう一方の写真には〇〇が写っていますよね。

○事務局（内田富隆君） 〇〇の下は確かに〇〇ですが、〇〇の先が〇〇になっています。

○12 番（榎田和壽君） 一連の流れの土地ではないということでしょうか。途中で〇〇で遮断されているという事でしょうか。

○事務局（内田富隆君） はい、そうです。

○事務局（松本馨君） 〇〇部分は〇〇の入口が狭いため通路として利用されています。

○12 番（榎田和壽君） 場所の確認が間違いなければ大丈夫です。

○議長（山下和弘君） 他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第 4、議第 75 号、事業計画変更申請についてを議題と致します。次の 5 条 1 番と関連する申請になりますので、事務局より事業計画変更申請と 5 条 1 番を一括して説明をお願いします。

○事務局（池上翔君） 資料②の 5 ページと 6 ページをご覧ください。事業計画変更と 5 条 1 番について関連する内容であるため、一括して説明します。この案件は平成 30 年 10 月 29 日付けで農地法第 5 条第 1 項の規定による許可を受けたもので事業計画を変更したいというものです。申請事由につきましては、当初は事業計画に基づき、〇〇の建築を予定していましたが、〇〇の〇〇により実施費用が高額になったこと、新型コロナウイルス感染拡大による経営の悪化により事業ができず、今後も事業実施の目途が立たなかったため、今回変更申請されたものです。それでは、スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が事業計画変更前の配置排水図です。次が変更後の配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、〇〇としての需要が見込まれるため、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇として整備し、利用する計画です。資料③の 4 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 3 番淀川です。先日山下推進委員と現地の確認を行いました。事務局の説明どおりであり、問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、事業計画変更及び5条1番につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので事業計画変更については承認、5条1番については申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第5、議第76号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より2番について説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の6ページをご覧ください。2番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑502㎡を売買により取得し、駐車場へ転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、転用者が営む事業で利用する駐車場が不足しているため、駐車場13台として整備し、利用する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、〇〇頃から〇〇し、駐車場として利用しているため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（淀川洋一君） 3番淀川です。先日山下推進委員と現地の確認を行いました。既に駐車場として利用されている部分があり、始末書が提出されていますので、ご審議の方よろしくをお願いします。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 3番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑678㎡に売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の

東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。次が配置排水図です。全部で 2 つあります。1 つ目です。2 つ目です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住宅が手狭で不便なため、また、転用者が営む事業で利用する駐車場及び倉庫が不足しているため、住宅 1 棟、倉庫 1 棟、駐車場 7 台として整備し、利用する計画です。資料③の 5 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 3 番淀川です。先日山下推進委員と現地の確認を行いました。事務局の説明どおりであり、問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 資料②の 7 ページをご覧ください。4 番について説明します。転用者は〇〇の法人で、〇〇の畑 469 m²を売買により取得し、駐車場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇 km、青色で着色した県道本渡苓北線の西側にある農地です。申請地は、申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、転用者が営む事業で利用する駐車場が不足しているため、駐車場 7 台、進入路、転回スペースとして整備し、利用する計画です。資料③の 7 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 3 番淀川です。先日現地確認を行いました。ここにこういった土地があることは全く知りませんでした。〇〇の中にあるような土地で、駐車場をつくるにしても入口が少し狭いような気がします、通路は拡張されると思います。農地として利用することは困難なため、問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(内田富隆君) 5番について説明します。転用者は〇〇の法人で、〇〇の田 683 m² に賃借権を設定し、駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。全部で 2 つあります。1 つ目です。2 つ目です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、転用者が営む事業で利用する駐車場が不足しているため、駐車場 23 台として整備し、利用する計画です。資料③の 8 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成済みのため、貸渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長(山下和弘君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○8 番(富崎ますみ君) 8 番富崎です。〇〇ほど前から申請地は〇〇がされており、違反転用の状態でした。農地転用の申請を早くしてほしかったのですが、農地の所有者となかなか連絡を取ることができず、今回申請することになりました。今回申請が挙がりよかったと思います。以上です。

○議長(山下和弘君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(山下和弘君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(山下和弘君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局(内田富隆君) 6 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 3,694 m² を売買により取得し、〇〇に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道牛深天草線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、〇〇が老朽化しており、安全を確保する必要が

あるため、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇として整備し、利用する計画です。資料③の 9 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に一部駐車場に転用済みのため、譲受人より始末書が提出されています。また、この案件は〇〇が〇〇ため、許可相当の判断をいただいた場合、来月開催される熊本県常設審議委員会に諮問する予定です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12 番（榎田和壽君） 12 番榎田です。当該地は、〇〇を主体とした〇〇としてかつて利用されていた土地になります。動画でもありましたとおり、一部を駐車場として利用していたということで始末書が出ています。駐車場として利用している右側の方に現在の〇〇の〇〇が見えていたと思います。その〇〇の〇〇を申請地のほうへ移転するということです。令和 2 年の人吉盆地での大水害が大きなニュースとなりましたが、同時期に牛深地域でも浸水被害が数か所見られ、久玉地区、茂串地区、魚貫地区、深海地区、それぞれの小河川が氾濫していました。ここの場合も、〇〇と現在の〇〇の真ん中を小さな河川が通っていますが、河川の水が溢れて、現在の〇〇の方が水浸しになりました。そういったことも踏まえ、申請地は現在の〇〇がある場所よりも高い所に位置し、場所的にも優れているため、今回の計画がなされています。また、申請地は〇〇に囲まれており、周辺農地への影響はないと考えられます。これは事務局にお願いですが、〇〇が〇〇ので、県の諮問案件だと思います。この〇〇の事業の法律的な問題であったり、定款などが必要書類として添付がされていますが、一連の関連性が瞬時に判断できない状況があります。もう一度内容の方を精査して県の諮問には挙げてほしいと思います。〇〇が絡む法律の問題であったり、今回の申請は個人で挙がってきています。申請書そのものからは、〇〇の名称等は現れませんので、〇〇と申請者の間柄はどうなっているのか、私が最初資料を見たときには、転用した後の、〇〇の〇〇にするために貸借をしていくのかを補填する書類は見当たりませんでした。もう一度流れの整理をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 7 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の田 642 m²

を売買により取得し、〇〇に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の北側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 以上の広がりのある区域内にある第 1 種農地です。第 1 種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能になっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。全部で 2 つあります。1 つ目です。2 つ目です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、転用者が営む事業で利用する〇〇を新築したいため、〇〇1 棟、駐車場 9 台として整備し、利用する計画です。資料③の 10 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○1 番（山下和弘君） 1 番山下です。7 月 22 日に小松山推進委員と現地確認を行いました。

申請者が〇〇を営んでいます。〇〇で〇〇されて、今回〇〇で、〇〇が〇〇を利用して地域を盛り上げていくことも考えています。私から譲渡人の方に早めに転用申請をするようお願いをしていますが、〇〇が亡くなられ、名義変更の手続きに時間がかかり、始末書案件になってしまいました。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

○3 番（淀川洋一君） 第 1 種農地の場合は、集落に接続していると例外的に許可ができるということですが、どの程度集落と隣接しているのか、隣りに家があるから集落と見るのか、集落接続の定義がよく分かりません。集落に接続しているから例外的に許可が可能という案件はあると思いますが、この案件に限らず、どの程度接続していると許可が可能になるのかというのを知りたく質問します。

○事務局（池上翔君） はい、今回の申請に限っては、申請地から見て〇〇に〇〇を含めた〇〇がいくつかあり、そこに住む方の〇〇として利用されるということで集落接続で許可見込みありと判断しています。

○3 番（淀川洋一君） 航空写真を見ると、真ん中に道路が通っていますが、道路の左側が第 1 種農地ですか。

○事務局（池上翔君） 道路の左側、右側の農地を含めて第 1 種農地としています。

○議長（山下和弘君） 何mなど明確な距離などは定められていないのでしょうか。

○事務局（宮川楓大君） 許可基準の方には、相当数の家屋が連単するとし記載がなく、具体的なことは記載がありません。今写している写真ではわかりませんが、〇〇にも家屋があります。申請書の資料として農地の広がり資料も添付していますので、ある程度集落に接続していると確認できると思います。

○3 番（淀川洋一君） 第1種農地の時はいつも農地の広がりの資料がでますよね。農地の広がりの資料がなかったので、周りの状況がよく分かりませんでした。ただ、基盤整備してある農地でも全て集落接続に該当してしまうと、第1種農地と第2種農地の区別があまり意味のないものになるのではないかと疑問に思いました。

○議長（山下和弘君） 私も3年程前、申請をする前に相談を受けたことがあります。基盤整備がされている農地の真ん中を個人住宅に転用したいというものだったのですが、農業委員会にも相談をし、それは集落接続とは言えないので、許可見込みはありませんとのことでした。したがって、集落に接続しているか、そうでないかは事務局の判断と言ったら失礼かもしれませんが、そういった形になってしまうところもあると思います。

○12 番（榎田和壽君） 私からもいいでしょうか。意見書の中で、1番の意思決定の理由の所で、「集落に接続しており、代替地の検討を行ったが用地取得が困難なため。」という文言があるのですが、集落に接続しているというよりも、新たに転用するというように写真からは見えます。〇〇の方に家が一軒見えますが、今回の転用目的が〇〇という事で、農薬散布等でトラブルが発生する恐れはないのか、などは今回の申請者は十分に理解をされているのでしょうか。周辺が〇〇ですので、農薬散布は日常茶飯事だと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山下和弘君） 申請地の〇〇では〇〇を作っていっぱいしますが、〇〇された〇〇が〇〇に取り組んでらっしゃいますので、農薬等は使用されていません。申請地の〇〇では〇〇が〇〇などの〇〇を育ててらっしゃいますので、近隣の農薬散布については問題ないと思います。また、今回申請者が〇〇を営んでいるということで、〇〇ということですので、本格的な〇〇なのか地域の方の捌り所となるような〇〇なのかはまだ見えてこないのですが、基本的には〇〇に関する〇〇として利用されます。

○12 番（榎田和壽君） 〇〇か〇〇どちらが主なのでしょう。

○議長（山下和弘君） 〇〇での利用が主になります。申請地の〇〇に〇〇が残りますが、ちょっとした〇〇等が開催出来たらと〇〇は話されていました。

○事務局（松本馨君） 集落接続の明確な基準があるのかどうかについては、農業会議の方にも再度確認をしてみようと思います。次回の総会時に情報提供が出来ればと思います。

○議長（山下和弘君） 他に質疑はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○12 番（榎田和壽君） すみません。1つだけいいですか。私が説明をした5条の6番です

が、推進委員の方と現地確認をした際、タブレット上だと農地については黄色で枠囲みがされているのですが、5条の6番の申請地は黄色の枠囲みがされておらず、農地ではない扱いがされていました。なにか理由があるのでしょうか。

○事務局（内田富隆君） 今回一部転用されている所があったと思います。転用済みの場所は、タブレットでは表示がされないようにしています。

○議長（山下和弘君） 日程第6、議第77号、農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 農用地利用集積等促進計画(案)について説明いたします。資料②の8ページから20ページをご覧ください。利用権の新規設定の計画が16件、再設定が5件、更新の計画が5件、再配分の計画が0件、利用権移転の計画が0件、所有権の移転が0件、合計26件で、筆数55筆、総面積が73,311㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人、又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の11ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第2項の要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（山下和弘君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第7、議第78号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が4件、五和地域が1件の計5件です。筆数は全体19筆、面積は8,108㎡となっております。資料③の12ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の21ページから22ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番から7番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇と〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で4枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。次が現地の写真です。全部で4枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。次が8番から9番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が10番から12番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になり

ます。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が13番から17番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が13番から17番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が18番から19番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（山下和弘君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認致します。1番から7番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 8番、9番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 10番から12番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 13番から17番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 18番、19番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

○8番（富崎ますみ君） 1つ質問いいでしょうか。非農地申請をされる場合は、相続がきっかけとなっているのでしょうか。

○事務局（池上翔君） もちろん相続がきっかけの場合もあるとは思いますが、なぜ非農地申

請をされるかという理由までは分かりません。

○議長（山下和弘君） 他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第 8、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の 23 ページをご覧ください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第 4 条、5 条の許可不要転用届は 1 件、畑を携帯基地局設備に転用するというものでした。以上です。

○議長（山下和弘君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和 7 年天草市農業委員会第 8 回総会を閉会致します。

閉 会 15 時 20 分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 山下和弘

署名委員 榎田和寿

署名委員 赤崎保幸